

(適用範囲)

第1条 この基準は、精神障害者が単独で、又は介護者とともに、当社線内各駅及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(定義)

第2条 この基準において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

2 前項の精神障害者を、別表に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

3 第1種精神障害者及び第2種精神障害者の別については、精神障害者手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」又は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認するものとする。

4 精神障害者手帳は、「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和8年5月14日国鉄事第217号国土交通省鉄道局長通知）に掲げるものにより代用することができる。

(介護者)

第3条 精神障害者が、第1種精神障害者又は定期乗車券を使用する12歳未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者を同伴することができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独で、又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。ただし、精神障害者が単独で乗車する場合に発売するものは、北綾瀬又は綾瀬発小田急線連絡及び北綾瀬・西日暮里間各駅発小田急線經由箱根登山線連絡に限る。

(2) 定期乗車券 第1種精神障害者又は12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。ただし、介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券により単独で乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とは同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(精神障害者手帳の携帯)

第10条 精神障害者が割引乗車券で乗車する場合は、精神障害者手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 精神障害者に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

(旅客運送の契約条件の変更)

第12条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更同意したものとする。

(1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。

(2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適

切な方法で周知するものとする。

(改廃手続)

第13条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則 (2024年7月営業部達第17号)

この基準は、2024年8月1日から施行する。

附 則 (2025年3月営業部達第121号)

この基準は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2026年2月営業部達第39号)

この基準は、2026年3月14日から施行する。

附 則 (2026年6月営業部達第9号)

この基準は、2026年6月14日から施行する。

## 別表

## 精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。